

家庭的保育事業等における連携施設に関する 調査にご協力ください。

西東京市では、0歳児～2歳児に保育を行う事業である、家庭的保育事業（利用定員5名以下。個人事業者が運営。）及び小規模保育事業（利用定員19名以下。個人事業者及び民間法人が運営）を実施しています。当該事業は、0歳児～2歳児までの受入れであることと、比較的小規模で実施することから、利用する児童の集団保育や職員が病気等で保育を提供できない場合の保育の質の確保及び卒園後（3歳以降）の適切な教育・保育の場を確保するため、保育内容の支援と卒園後の受け皿の役割等を担う「連携施設」を平成31年度までに確保しなければならないとされています。

現在は、市内の家庭的保育事業所等において、3歳以降の子どもの受皿を含む連携施設の確保は行っておりませんが、連携施設には認可保育所・幼稚園等を想定しており、市内の公立保育園はもちろんのこと、公設民営保育園、私立保育園及び私立幼稚園につきましても、今後連携施設の役割を担っていただきたいと考えております。

この度、連携施設の確保について検討を行うにあたり、市内の家庭的保育事業者等に意向調査を実施し、希望する連携内容について下記のとおり回答がありました。

- ①従業者が病気・ケガ・慶弔等で急遽欠勤し、代替りの従業者の確保も出来ず、保育の提供が出来ない場合の代替保育の提供（代替保育士の派遣または連携施設での合同保育）
- ②集団保育を経験し、卒園後にスムーズに大きな集団に馴染めるように、連携施設で実施する行事等への参加
- ③保育の質の向上や、保育士が少ないことによる偏った保育内容にならないための保育内容等の相談・助言
- ④園庭（施設に園庭がないため）やホール（施設が狭く、行事の練習や発表会が出来ないため）等の施設の開放
- ⑤職員の確保が難しいため、土曜日の保育希望者の受入
- ⑥健康診断等の合同実施
- ⑦火災等が発生した場合の一時避難場所としての使用
- ⑧3歳以降の卒園児の受入れ（受入枠の確保）

つきましては、実際に各園で上記のような連携体制を取ることが可能なのか、またどのようにすれば可能になるのかについて調査を実施したく、御多忙のところ大変恐縮に存じますが、御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、連携する内容によっては、有償契約（家庭的保育事業者等が連携施設に支払う）となることを想定しています。

提出方法 別紙「家庭的保育事業等における連携施設に関する調査票」にご記入いただき、西東京市役所保育課事業調整係にご提出ください。

提出期限 平成28年 月 日（ ）

■担当連絡先

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 西東京市子育て支援部保育課事業調整係 里
電話：042-460-9842（直通） FAX：042-460-9666

家庭的保育事業等における連携施設に関する調査票

Q1. 連携先の家庭的保育事業所等の従業者が病気・ケガ・慶弔等で急遽欠勤し、保育の提供ができない場合に、代替保育を提供（代替保育士の派遣または連携施設での合同保育）することができますか。

- できる できない
→Q1-1へ →Q1-3へ

【Q1で「できる」と回答の場合のみお答えください。】

Q1-1. どのくらいの頻度・範囲・量（人数・時間等）であれば出来ると想定していますか？

【Q1で「できる」と回答の場合のみお答えください。】

Q1-2. 実施するに当たって想定される課題・問題・不安等がありますか？

【Q1で「できない」と回答の場合のみお答えください。】

Q1-3. 実施できない理由は何ですか？

【Q1で「できない」と回答の場合のみお答えください。】

Q1-4. どうすれば（どのような仕組み・支援・制度等があれば）実施できるようになるとお考えですか？

Q9. Q1～Q8の連携内容のうち、既の実施しているものがあれば具体的な内容を教えてください。

実施内容	
実施施設	

実施内容	
実施施設	

実施内容	
実施施設	